

第74回 人権週間のお知らせ

12月4日(日)から10日(土)までの1週間は人権週間として定められ、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動が全国的に展開されています。

当町では、下記日程で人権擁護委員による相談や啓発活動などを実施します。

人権啓発活動

- 日時 12月6日(火) 午前10時～
- 場所 志津川東復興住宅(西側)
- 内容 啓発活動を行います。

人権相談

- 日時 12月8日(木) 午前10時～午後3時
- 場所 総合ケアセンター南三陸 1階相談室
- 相談例 差別を受けた、暴行・虐待を受けた、セクハラ・パワハラを受けた、いじめ・体罰を受けた、名誉棄損・プライバシー侵害を受けたなど

☎ 仙台法務局 気仙沼支局 ☎22-6692 保健福祉課 社会福祉係 ☎46-2601

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～12月11日(日)は「要配慮者への支援に向けた活動を行う日」です～

要配慮者とは

「高齢者、身体の不自由な人、乳幼児その他の特に配慮を要する人」をいうものとされています。要配慮者は、災害の発生時における避難行動や避難所での生活などにおいて配慮が必要とされ、また、災害の発生時に限らず日々の生活においても、ご家庭や地域における気配り・心配りが必要と考えられます。



要配慮者への気配り、心配りについて

日頃から、振り込め詐欺などの被害に遭わないよう、遭わせないように、その日その日のご家族の行動について朝食時に確認するといったことや、ご家族の家庭内での事故防止について話し合い、できることから実践するといったことも、ご家族が安心して暮らせる日々の生活(安全)を確保する上では、身近で重要な取り組みの一つです。

また、事件・事故に遭わないよう、遭わせないように、地域において目配り・お声掛けを心がけていただくことも、地域全体の安全・安心の土台となるものと考えます。

日々のそうした取り組みは、災害の発生時など非常時における円滑な支援の実施につながります。

年末・年始を迎え、ご家族・ご親戚が集うこの時期、要配慮者の人達が安心して暮らせることのできる安全な環境について、あらためて話し合いを持ちましょう。

☎ 総務課 危機対策係 ☎46-1376

宝くじの助成金で 荒町ふれあいセンター内に 活動用備品を整備しました



宝くじの社会貢献事業として実施している令和4年度コミュニティ助成事業(一般コミュニティ助成事業)により、荒町ふれあいセンター内に地区で活用する備品を整備しました。多世代にわたる地域住民の融和と親睦を深め、明るく安心な地域づくりが期待されます。

☎ 企画課 企画情報係 ☎46-1371



町の事務事業に関する「困りごと」はありませんか？

町では、町の事務事業に関する「困りごと」を受け付け、早期に適切な措置を行う「おらほの相談窓口」を設置しています。

町ホームページの専用フォームからも相談できますので、お気軽にご相談ください。

相談できる人

町の事務事業に関して相談のある、すべての人が対象となります。

相談できる内容

町の事務事業に関する、「相談」「苦情」「意見」などが対象となります。

相談の方法

「お名前」「ご住所」を明らかにして、次の方法で相談することができます。

電話	46-1381 (直通)	郵送	〒986-0725 南三陸町志津川字沼田101番地 南三陸町 行政管理課 行政管理係 宛
電子メール	gyoukan@town.mina misanriku.miyagi.jp	面談	事前に希望する日時などをお伝えください。
FAX	46-5348	ホームページ 専用フォーム	「町ホームページ」「行政情報」の『おらほの相談窓口』からご相談ください。

相談を行ったことや相談に関する調査に協力したことによって、不利益な取扱いをされることはありません。

なお、既に町としての対応方針が決定している事項や特定の課において対応を継続中の事項については、関係課への連絡にとどめる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

避難行動要支援者台帳への新規登録者を募集しています

■ 避難行動要支援者登録制度とは？

要支援者のうち災害発生時に地域の人達の支援を希望する人を、町が「避難行動要支援者台帳」に登録します。台帳に登録された内容は、民生委員や地域の支援者との間で情報共有し、普段からの見守りや災害発生時の安否確認といった、要支援者の支援のために活用します。

■ 避難行動要支援者とは？

災害発生時に自らの力で避難が困難な人を「避難行動要支援者」といいます。対象の範囲は次のとおりです。

対象者	対象の範囲
高齢者	一人暮らし、高齢者世帯、寝たきりなど
障がい者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者など
在宅療養者	難病者など
その他	妊婦、外国人など

※対象者の範囲は、状況に応じて考慮しますので登録希望者は保健福祉課までご相談ください。

■ 登録方法は？

- 本人の希望による申請を原則とします。
- 役場(保健福祉課社会福祉係)に申請してください。
- 申請が困難な人は、民生委員にご相談下さい。

■ 個人情報の保護は？

申請内容に含まれる個人情報は、町が台帳として管理し、行政区長、民生委員、支援者、社会福祉協議会、警察および消防署に情報提供します。個人情報は要支援者の支援以外には使用しません。

☎ 保健福祉課 社会福祉係 ☎46-2601